

学生サポート制度（旧：修学支援制度）を希望する学生の皆さんへ

聖心女子大学は、「一人ひとりの人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心」を全ての学生支援の基本にしています。その基本的精神と障害者基本法その他の法令に基づき「聖心女子大学障がいのある学生の修学支援規程」を定めています。

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害等の障がいのある学生が、修学における不利益を受けることがないよう、本学では学生サポート制度（旧：修学支援制度）を申請し支援を要望することができます。学生サポート制度の相談は学生生活課で受け付け、申請者ととともに、合理的配慮に基づく支援を決定していきます。

ただし、成績や出席、単位修得について特別な配慮をするものではありません。

【相談事例】

身体に障害等がある場合

- ・教室で前の席に座らないと聞き取りが難しい
- ・松葉杖を使わないと歩行が難しい
- ・車椅子を使わないと移動が難しい
- ・教室で前の席に座らないと黒板の文字が見えない
- ・身体に疾患があるため、エレベーターでの移動が必要

【支援の具体例】障がいの内容に応じて

- 座席の指定、教室配慮など
- エレベーター使用許可など
- FMマイク、ノイズキャンセリング使用
- 資料配付、ハイブリッド授業
- 履修登録サポート

精神に障害等がある場合

- ・100分間集中して座っていることが難しい
- ・黒板に書かれていることの意味が理解が難しい
- ・緊張しやすく途中退室が必要となることがある
- ・レポートや書類の提出期限を守るのが難しいことがある
- ・掲示やホームページからの情報の整理が難しい
- ・朝起きることができない

【支援の具体例】障がいの内容に応じて

- 着席位置の検討や音響などの修学環境の調整
- ノイズキャンセリング使用
- 講義内容の録音許可や、講義内容の資料配付
- 大切な内容などは個別伝達
- 履修登録サポート

聖心女子大学の障がい学生支援 「学生支援ネットワークの会」



学内の各学科、事務部署、教職員で連携し、学生自身が大学生活全般や卒業後の生活の中においても必要な力（援助要請力、自己理解力、工夫する力など）を身につけることを目指しサポートしています。

学生サポート制度(旧:修学支援制度)申請の流れ

相談

支援を希望する学生は、学生生活課までご相談ください。



申請

学生生活課に所定の書類をご提出ください。

- ①「学生サポート制度申請願」
- ②現在通院している医療機関所定の「診断書」(直近3か月以内のもの)



校医との面談

障がい内容と希望する支援内容などについて、お伺いいたします。
(保健センター)
その後、合理的配慮の内容について協議いたします。



副学長(学生担当)と学生相談室との面談

決定した合理的配慮の内容について副学長(学生担当)と面談。
パスポート発行後の学生生活について学生相談室と面談。



合理的配慮の内容について本人と保護者の同意書の提出



「学生サポートパスポート」(旧:修学支援パスポート)発行



学生生活課より今後の支援についてご説明

大学生生活全般	→	学生生活課・1年次センター
健康相談	→	保健センター・学生相談室
履修相談	→	教務課
授業履修支援	→	授業担当者・教務課

聖心女子大学長殿

学生サポート制度申請願

学 年	年	学籍番号	
所 属 学 科 等			
学生氏名（自署捺印）	印		
保証人(保護者等)氏名(自署捺印)	印		
学生連絡先	携帯電話番号		
	メールアドレス		
保証人緊急連絡先	携帯電話番号		
	メールアドレス		

別紙「診断書」および下記の理由により、修学上の支援をお願いいたします。

なお、申請にあたり、配慮・支援に必要な情報（氏名、障害の内容等）を、関係する学内の教職員・事務部署に周知、共有することを了解します。

記

診断名
障害者手帳 有（ 級） ・ 無
希望する支援内容（具体的にご記入ください）

以 上